

## 校歌

児玉花外 作詞  
岡野貞一 作曲



一、古城の月に照らしみる  
小諸商史の輝きは  
代々の栄を重ねつ、  
花とも匂う堅美の  
美徳固むる吾等こそ  
尚も光らん亀鑑なれ

二、浅間烏帽子の意気を負い  
力に燃ゆる若人に  
秀づ蓼科八ヶ岳  
いなづま映つる千曲川  
道をたわまず進みたる  
僻人の跡を教へずや

三、雲のとばりの紫に  
日本アルプス神の威の  
希望の影を遠く引き積  
る文化の雷深く  
星を飾れる駒草が  
高き理想に導かん

## 校 訓

- 高潔なる品性を養い、  
協調親和を旨とせよ。
- 心身の鍛錬に努め、  
修学に専念せよ。
- 職能に練達し、  
有為なる人材となれ。

## 生 徒 手 帳

長野県小諸商業高等学校

目 次	
学校の基礎.....	7
1 学校の位置.....	7
2 学校の沿革.....	7
学習指針.....	10
1 本校の教育目標.....	10
2 本校の教育課程.....	10
(1) 編成の方針.....	10
(2) 教育課程表.....	11
3 各教科以外の教育活動.....	13
(1) 目 標.....	13
(2) 教科活動との関係.....	13
(3) 実施する心得.....	13
(4) ホームルーム(HR).....	13
① HRの意義.....	13
② HRの目的.....	13
(5) 生徒会.....	15
生徒会会則.....	17
全日制生徒会細則.....	25
選挙細則.....	27
定時制生徒会会則.....	32
定時制生徒会細則.....	41
定時制選挙細則.....	42
定時制交通安全会則.....	43
クラブ活動.....	45
クラブの組織.....	45
学校生活の指針.....	46
1 一般心得.....	46

(1) 勉 学.....	46
(2) 保 健.....	46
(3) 礼 儀.....	47
(4) 服 装.....	47
(5) 男女の交際.....	48
(6) 所 持 品.....	48
(7) 交通安全規則.....	48
(8) 進 路.....	50
2 校内生活の心得.....	51
(1) 登下校及び舎内について.....	51
(2) 図書館について.....	52
(3) 学校施設利用について.....	53
(4) 諸会合について.....	53
(5) 合宿について.....	54
(6) 防災規定.....	54
(7) 地震時の対策.....	56
自主点検及び自主検査.....	57
(8) ストープ使用上の注意.....	59
(9) 部室管理及び諸注意.....	60
3 学外生活の心得.....	61
(1) 一般の態度.....	62
(2) 旅行について.....	62
(3) アルバイトについて.....	63
(4) 諸会合について.....	63
(5) 長期休業中の心得.....	63
(6) 登山キャンプについて.....	64
(7) 水泳について.....	64
(8) 対外諸行事について.....	64
同窓会(会則抄).....	66

願届様式.....	67
欠席・早退・遅刻届, 休学願.....	68
復学・転学願.....	69
退学願・忌引届.....	70
歌集.....	71
信濃の国.....	71
千曲川旅情の歌.....	72
応援歌.....	73
凱歌.....	75
小諸商史の歌.....	76
相談窓口一覧.....	77

## 学校の基礎

### 1 学校の位置

長野県小諸市田町3丁目1-1  
 東経138度25分18秒  
 北緯36度19分47秒  
 標高688.6m

### 2 学校の沿革

- 明治39. 4 小諸義塾廃校後4月10日小諸町立小諸  
 商工学校開校
42. 10 小諸町字熊野前に新校舎落成移転(現在の  
 野岸小学校)
44. 4 郡立移管となり, 長野県北佐久郡立小  
 諸商工学校と校名改称
- 大正8. 12 長野県北佐久郡立小諸商業学校と校名改  
 称
9. 3 長野県小諸商業学校と校名改称
11. 4 県立移管
12. 3 小諸町田町上野丘に新校舎落成, 移転
12. 10 校歌制定
- 大正13. 3 校旗制定
- 昭和11. 10 創立三十周年記念式挙行
13. 10 小諸町商工会議所立の小諸商業夜間学校  
 開設
15. 1 同校小諸町に移管, 長野県小諸夜間商  
 業学校と校名改称
17. 4 長野県小諸夜間商業学校を県立移管,

長野県小諸商業学校第二本科と称す昭和19. 4 教育に関する戦時非常措置に基づき、

長野県小諸工業学校開設、長野県小諸商業学校生徒募集を停止

19. 10 学校の工場化実施され、株式会社東京計器製作所の工場となる

19. 11 学徒動労令により、生徒全員動員

20. 8 終戦により工場閉鎖、生徒動員廃止

22. 4 学制改革に基づき長野県小諸工業学校併設中学校を開設、長野県小諸商業学校を復活

23. 4 新制度により新制高等学校として発足し、長野県小諸実業高等学校と称する。商業課程、機械工作課程併設、全日制・定時制をおく

24. 3 長野県小諸商業学校・同工業学校・同併設中学校自然廃止

29. 3 全日制機械工作課程廃止

30. 3 定時制機械工作課程廃止

30. 4 長野県小諸商業高等学校と校名変更

31. 10 創立五十周年記念式挙行

41. 10 創立六十周年記念式挙行

51. 11 創立七十周年記念式挙行

60. 12 特別教室混合棟完成

61. 10 特別教室混合棟第2期工事竣工(西側渡り廊下、音楽教室、昇降口を含む)

62. 10 10月18日創立80周年記念、特別教室棟落成記念式典挙行

平成5. 8 第二グラウンド工事完成

平成6. 12 管理混合教室棟改築工事竣工

7. 8 プール改修工事竣工

7. 9 弓道場新築工事竣工

7. 10 10月21日創立90周年記念、管理混合教室棟竣工・第二グラウンド新設記念式典挙行

11. 4 会計システム科新設

17. 10 10月18日創立100周年記念式典挙行

20. 10 第1回スマイル小商店街

21. 11 第一体育館竣工

## 学 習 指 針

### 1 教育目標

教育諸活動を通して、個人の尊厳と協調を体得させ、民主的な国家社会の形成者たる資質を培うとともに、専門教育により、広く国民経済における商業諸活動の担い手としての有為な人材を育成する。

### 2 教育課程

#### (1) 編成の方針

全体として、生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域社会の要求と個々の生徒の必要と能力とに応じ得る適切な教育課程の編成を目指す。

### 3 各教科以外の教育活動

#### (1) 目 標

望ましい集団活動を通して、豊かな充実した学校生活を経験し、自律的、自主的な生活態度を養うとともに、民主的な社会の形成者として必要な資質の基礎を育てる。

#### (2) 教科活動との関係

本質的には目的を一つにするものであるが、両者の間には差異があり、この活動は教科活動よりも多くの自由と自主性をもっており、生徒は自己表現の経験と機会を提供されている。

#### (3) 実施する心得

各教科外の活動を通して、積極的に自己の趣味、欲求、抱負を経験し、個性を伸長させ、充実した生活を打ちたてねばならない。

各教科以外の教育活動は次のように分ける。

ホームルーム、クラブ活動、生徒会活動、及び、学校行事。

#### (4) ホームルーム (HR)

##### ① HRの意義

個人的資質を最大限に成長発達させることを主要目標とする。高等学校では選択教科制度が実施されているため、とかく教科中心となり、生徒の個々の要求、興味等が充分考慮されず、また職員と生徒との接触の機会が少ないため、これらの欠陥を補うためホームルームが必要である。

##### ② HRの目的

ア 教師と生徒との望ましい関係を発達させ維持すること。

HRは学校生活の基盤であるとともに憩いの場である。生徒はホームルーム教師(HRT)を中心として家庭的雰囲気の中に教師と深く、人格的に接触し、何事も打ち明け悩みがあれば相談し、助言を与えてもらったり、将来の職業選択あるいは就職に進学等に良き相談相手になってもらうことが肝要である。

イ 生徒個人としての興味、能力、欲求を最大限に発達させるため、HRにおいて生徒は自ら自己を発見し、長所短所を知るとともに相互に協力、

助言しあって長所を伸ばすことができる。そしてHRにより、個人的、社会的、公民的、職業的、情緒的等の諸問題を解決するために、援助を与えてもらうことができる。ウ 学校生活を規律化する。

HRは学校という大きな社会的生活の基本的な単位であると同時に、生徒会という生徒の自主的活動の基本的な単位でもある。生徒は単にHRという自分達の「グループ」のこのみを考慮するのではなく、学校全体の問題にも関心を持ち、全校生徒の福祉のため、その発展を計ることを目標としなければならない。HRの運営が民主的に行われ、HRの諸活動を通じて高遠な理想が養われ、正しい意見が育てられ、やがてそれが学校全体の理想となり、世論となって協力と団結の精神と愛校心にまで高められて行かなければならない。

エ 公民としてよい習慣と理想を持たせる。

HRにおいては個人生活とともに協同生活を重んずる社会的意義、公正の態度、奉仕、遵法、博愛等の精神を発達させ、グループ生活に必要な指導者の選挙、委員の奉仕及び協力者としての態度というような習慣や技能が達成され、将来良い公民としての資質が、単に知識ばかりでなく実際問題に直面し、それを処理し得る能力、実践力が訓練される。

オ 事務的な処理能力を発達させる。

協同生活を円滑に進展させるためには、組織をつくり、

管理方法が工夫され、物事が事務的に能率的に処理されていかなければならない。HRは事務的な事柄を科学的に処理する訓練の場である。

(5) 生徒会

① 目標、生徒会も特別教育活動の一分野である以上、その目標は特別教育活動の目標と一致する。しかし他方、生徒会独自の目標を掲げて重点的に進むものでなくてはならない。この見地から、生徒会の目標を考えてみると次のようになる。

ア 民主的な生活の理想と態度と技術とを体得する。

イ 民主主義社会での議会政治の会議の方法を習得する。

ウ 学校の学問的水準を高めるようにする。

エ 学校及び社会に対する良い指導者となる訓練の

機会を与えられている。

オ 生徒相互に知りあい、個人的にも、全体的にも理解を深め、学校全体の生活を見通す知識と態度を養う。

カ 各自が民主的な学校という社会の中に自分の演ずる役割が与えられていることを自覚し、集団の一員として何をなすべきかを考え、自発的に参加する場である。

## 生徒会会則

長野県小諸商業高等学校全日制生徒会  
前文 長野県小諸商業高等学校全日制生徒は生徒会を設立し、正当に選挙された代表者を通じて生徒生活を規律化し、生徒の自発的活動によって学校の諸問題解決に協力し、学校の福祉発展を図り豊富多彩な学生生活を展開し生徒各人の心身両面の健全にして、明朗な成長と社会的、公的人格修養に資するものである。

### 第1章 総 則

第1条 本会は長野県小諸商業高等学校全日制生徒会と称する。

第2条 本会は全日制に在籍する生徒をすべて正会員として、本校の職員は顧問とする。

### 第2章 本部役員

第3条 本会の本部には次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 会計3名
- (4) 書記1名
- (5) 審査委員3名

第4条 本部役員は全校生徒によって選出され、次の事項を行う。

- (1) 会長は会務を総理し本会を代表する。
- (2) 会長は生徒総会を招集する。
- (3) 副会長は会長を補佐し会長事故ある際はこれを代行する。
- (4) 会計は生徒会費一切を管理しその会計状態

を必要に応じて公表する。

- (5) 書記は本会の正確なる記録の保持及び生徒会長の要請する一般事務を行う。
- (6) 審査委員は会長の指名により選出される3委員によって構成され、総会及び生徒議会の決議事項及び役員の行動について、会則に違反するか否かを審査し、生徒議会又は総会に勧告することを任務とする。また、本会の予算使用が正当であるか否かを監査し、不当な場合は注意を与えたり、議会及び総会に対してその処置を要求することを任務とする。生徒会選挙の企画運営を行う。

### 第3章 議事機関

第5条 本会は議事機関として次の機関を置く。

- (1) 生徒総会
- (2) 生徒議会
- (3) ホームルーム第1節 生徒総会

第6条 生徒総会は本会の全会員をもって構成し、その3分の2以上の出席をもって成立する。

第7条 生徒総会は1期2回の定期総会の外に議会の要請又は全会員の12分の1以上の希望により会長が必要と認めたときは臨時会を会長が招集することができる。

第8条 本総会における司会者は開催ごとに会長より推薦される正副議長各1名があたる。

第9条 本総会は本会最高の議事機関として次の事項につき報告又は審議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 生徒会全般に関する企画の審議及び経過報告

- (3) 臨時会の場合はその提出議案
- (4) 議会の解散及び役員解任
- (5) 会則の改正及びクラブ・同好会の改廃
- (6) その他生徒議会及び本総会で必要と認められた事項

第10条 本総会に於ける議案の採決方法は第9条(4)、(5)号を除いて多数決制を採用する。

第11条 本総会において会員より要望又は決議された事項については会長は原則として20日以内に具体的な実行に移さねばならない。

#### 第2節 生徒議会

第12条 生徒議会は総会に次ぐ議事機関で各クラスより2名選出された議員をもって構成される。

第13条 本議会は毎月1回の定期会の外、議員の3分の1以上の要求又は生徒会長が必要と認めるときは臨時会を生徒議会議長が招集する。

第14条 生徒議会議長及び副議長各1名は、議員中より互選され本議会を代表する。なお議長及び副議長の出たクラスは補欠選挙を要する。

第15条 生徒議会には、審査委員及び本部役員は必ず出席しなければならない。ただし議長の許可なくして発言はできず、議決権も有しない。

第16条 生徒議会はすべて公開するが原則として議員以外の発言は許されない。

第17条 生徒議会の成立条件及び採決方法は生徒総会に準ずる。しかし可否同数のときは議長がこれを決定する。

第18条 議会における議決事項は各級議員を通じて全会員に伝達される。

#### 第3節 ホームルーム会

第19条 ホームルーム会は各学級生徒で構成し、学校生活に関し反省批判を加えて次の事項を行う。

- (1) 生徒議会・執行機関・特別委員会及び総会に提出する議案を作成
- (2) 生徒議会・執行機関より附託された議案の審議
- (3) 生徒会の決定事項その他の校内問題に関する報告
- (4) 生徒議会総会等で定めた事項の実行
- (5) 生徒議会議員、各種委員その他ホームルーム役員の選出。

第20条 ホームルーム会の運営は各ホームルームの自主による。

#### 第4章 執行機関

第21条 本会は生徒会本部の下に執行機関として次の機関を置き、それぞれの分野における会務を執行する。

- (1) 委員長会
- (2) 校風委員会
- (3) 保健委員会
- (4) 美化委員会
- (5) 視聴覚委員会
- (6) 図書委員会
- (7) 浅間嶺委員会
- (8) 小商祭実行委員会
- (9) 体育祭実行委員会
- (10) クラブ部長会

第22条 (1) 委員長会は、本部役員及び第(2)号から第(11)号(5月1日より10月31日第(12)号)までに定められた各委員会の委員長をもって構成され、執行機関相互の円滑化など、会務執行に必要な討議を行う。

- (2) 本委員会の司会は会長が行う。
- (3) 本委員会は少なくとも月1回開かれねばならない。

第23条 (1) 校風、美化、保健、視聴覚、図書、浅間嶺、小商祭実行、体育祭実行の各委員会は各ホームルームより2名選ばれた委員によって構成され、それぞれ細則に基づいて活動する。

- (2) 各種委員会の正副委員長各1名は、生徒会本部において任命することを原則とする。ただし、この方法により選出不可能な場合は委員の互選により決定する。

第24条 クラブ部長会はクラブ同好会の責任者によって構成され、それぞれの目的遂行のために連絡協議を行う。

なお司会は会長が行う。

## 第5章 特別活動

第25条 (1) 生徒会は会員の親和及びレクリエーション、及び校風の発揚、各人の個性涵養を目的とする団体としてクラブ及び同好会を設ける。

- (2) クラブは運動、文化の2部をもって組織される。

なお同好会もこれに準ずる。

- (3) 各クラブ・同好会は、正副部長、各1名を互選する。ただしマネージャーを必要とする部、同好会は1名を互選する。
- (4) 運動部長、文化部長は各クラブ同好会を統率し本部との連絡にあたる。
- (5) 同好会は、同好会が成立する人数以上(運動

部はそのスポーツのできる人数)の同好者の署名及び顧問(本校職員)の同意書を本部に提出し、生徒会議会議員の3分の2以上の賛成を得て、生徒会がこれを発議し、生徒総会に提出して出席会員の3分の2以上の賛成を得て成立するものとする。

- (6) 同好会がクラブに昇格を希望するときは、同好会が成立する人数以上の署名及び、最近2年以上の活動状況を記載、文書にそえて本部に提出し、クラブ長会、生徒議会及び総会の議決を得たとき、昇格が認められる。
- (7) 各クラブは活動費を請求することができ、各同好会は活動費を請求することはできない。

第26条 (1) クラブの新設、改廃は生徒会議会議員の3分の2以上の賛成を得て、生徒会長がこれを発議し総会に提出して、出席会員の3分の2以上の賛成を得て成立するものとする。

- (2) 以下に該当した場合、クラブは同好会に格下げ、同好会は廃部とする。クラブの活動状況の精査は審査委員が行う。
  - ・顧問からの申し出、あるいは職員会で改廃が必要と認められた場合
  - ・クラブ結成会の際に部員がおらず、その先1年間部員が加入しなかった場合

## 第6章 会計

第27条 会計年度は毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終了する。ただし、予算の執行は、生徒総会で予算案が承認された翌日から、翌年3月31日

までとする。

- 第28条 (1) 本会の経費は生徒会費及びその外の雑収入を以て充当する。  
(2) 本会の全会員は生徒会費納入の義務を負う。  
(3) 会費の決定変更は第9条(1)号により生徒総会で行われる。

第29条 本会の会費は会計が細則によって管理し、会計状態は定期総会ごとに報告される。

## 第7章 選挙及びリコール

第30条 本会の会員は本会のすべての選挙における選挙権及び被選挙権を有する。

第31条 本会のすべての選挙は、審査及び各ホームルームより2名選ばれた任期1年の委員によって構成される生徒議会によって管理される。

第32条 (1) 本会の役員選挙においてはすべて再選を妨げない。

(2) 本会のすべての役員、委員は兼任を許さない。

第33条 本会における本部役員及び各種正副委員長

並びに委員の任期は12月1日より翌年の11月30日までの1年とする。

第34条 本会の本部役員、審査委員の解任及び生徒議会の解散は次の発議により生徒総会での3分の2以上の賛成を得て成立する。

- (1) 本部役員は審査委員の要請で、生徒議会議員の3分の2以上が賛成した場合又は生徒総会だけの場合。  
(2) 審査委員、生徒会長の要請で生徒議会議員の3分の2以上が賛成した場合。

(3) 生徒議会は審査委員、生徒会長が合同提案した場合、正会員の3分の1以上の署名書を会長に提出し受理された場合。

第35条 クラス選出の委員及びクラブ役員の解任はその選挙人の3分の2以上の賛成で成立する。

## 第8章 顧問及び保留権

第36条 生徒全機関には1名以上の顧問を置く。第37条 顧問は生徒会諸会に出席の権利を有し、議長の許可を得て発言できるけれども、議決権は認められない。

第38条 (1) 生徒会の決定事項は、生徒会長が生徒会係に提出し、学校長の認可を受けるものとする。

(2) 学校長は学校の責任者として生徒会の決定事項のすべてに保留の権限を有する。

## 第9章 細 則

第39条 本会の各機関はその運営上、必要な細則を定めることができる。ただし会則の規定に反する細則を定めることはできない。

## 第10章 会則及び細則の改正

第40条 本会則の改正は生徒議会議員の3分の2以上の賛成を得て生徒会長がこれを発議し、総会に提出して出席会員の3分の2以上の賛成を得て成立する。

第41条 本会細則の改正は生徒会長が発議し、生徒議会議員の3分の2以上の賛成を得て成立するものとする。

## 附 則

第42条 (1) この会則は改正の月から起算して6か月

を経過した月からこれを施行する。

(2) この会則を執行するために必要な細則の制定準備手続きは前項の期日より前に、これを行うことができる。

第43条 この会則による第1期の役員の任期は5か月間とする。

第44条 (1) 本会則は昭和29年7月1日より実施する。

(2) 昭和46年6月26日一部改正。

(3) 平成23年11月24日一部改正。

## 全日制生徒会細則

【会則23条に関する細則】

### 第1章 総 則

第1条 本細則は小諸商業高等学校全日制生徒会会則に定めた会員の生徒並びに準会員によって運用される。

### 第2章 美化委員会

第2条 本委員会は、学校内の美化営繕に努め、環境の整備化を計るとともに清掃美化の指導にあたる。

### 第3章 校風委員会

第3条 本委員会は生徒の風紀に関し善導し、校風

の昂揚と人格の向上を目的とする。

第4条 本委員会は率先して学校内外の規律化に努め、その指導の任にあたる。

### 第4章 保健委員会

第6条 本委員会は身体検査の統計表を作成し、これを公表する。

第7条 校内に於ける感染症、その他防疫の措置にあたる。

第8条 校内の清掃美化の保持増進に努める。

第9条 保健だよりを発行し、生徒の保健衛生への関心を深める。

第10条 その他保健上の一切の任に応じる。

### 第5章 浅間嶺委員

第11条 本委員会は生徒会誌「浅間嶺」の企画編集を行う。

【会則32条に関する細則】

### 第7章 図書委員会

第17条 三. 学校生活指針【校内生活の心得、2図書館について】により活動する。

### 第8章 視聴覚委員会

第18条 本委員会は学内放送全般の企画運営を計るを任務とする。

## 第9章 小商祭実行委員会

第19条 本委員会は学校祭「小商祭」の企画運営を計るを任務とする。

## 第10章 体育祭実行委員会

第20条 本委員会は体育祭の企画運営を計るを任務とする。

【会則29条に関する細則】

## 第11章 会 計

第21条 会計は全校より選ばれた委員3名により組織する。

(2) 会計は生徒会費の会計一切の責任を委任され、収入支出の厳格な管理にあたる。ただし直接現金収支は学校事務職員に依頼し、その他の生徒会としての臨時徴収金の取り扱いには会計がこれにあたる。

第22条 慶弔費

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| (1) 生徒、職員死亡の場合.....       | 5,000円 |
| (2) 生徒、父母、職員の家族死亡の場合..... | 3,000円 |
| (3) 生徒、職員災害の場合.....       | 2,000円 |
| (4) 職員転退職一律.....          | 2,000円 |

## 選 挙 細 則

第1条 (1) 審査委員3名、各ホームルーム生徒議会2名をもって構成する。

(2) 前記役員は、任期終了少なくとも30日前に就

任する。

- (3) 審査委員は本会を代表する。
- (4) 審査委員、各ホームルーム生徒議会は、定例選挙の他一切の選挙の管理を行う。
- (5) 審査委員、各ホームルーム生徒議会は、定例選挙の候補者届出期間候補者名簿、立会演説会期日、選挙期日を指定の場所に告示する。

第2条 生徒会会員は、選挙権及び被選挙権を有する。

第3条 (1) 定例選挙は、生徒会役員の任期終了前 15日以内に行う。

(2) 選挙期日は、少なくとも15日前に告示せねばならない。

(3) その他の生徒会に関する委員の選挙期日は審査委員の定めによりこれを行う。ただし生徒会役員の選挙期日後10日以内に行うことにする。

第4条 (1) 生徒会役員の候補者となろうとする者は選挙期日告示後7日以内に文書で審査委員に届け出なければならない。

(2) 前項の文書には候補者、責任者1名の氏名及び20名以上の推薦者名を記載する。ただしHRにおいて過半数の賛成により推薦された場合に限り推薦者名の記載を省略することができる。

(3) 文書用紙は、審査委員が指定する。

第5条 選挙運動は、審査委員の定めによりこれを行う。

第6条 立会演説会は審査委員の定めによりこれを行う。

第7条 選挙は投票によりこれを行う。

- (1) 投票は、各選挙につき1人1票に限る。ただしこの投票は記号式で行うこともできる。
- (2) 投票の管理は審査委員、各ホームルーム生徒議会がこれを行う。
- (3) 投票は、投票所を設けてこれを行い、受け付けについては、投票所において各ホームルームごとにこれを行う。
- (4) 投票用紙は、各ホームルーム生徒議会が選挙当日に配布する。

第8条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 候補者の氏名を自分で書かないもの。
- (3) 候補者の氏名の他、他事を記載したもの。ただし投票を記号式にしたとき○印以外の記号その他を記入したものは無効とする。

第9条 (1) 開票は審査委員、各ホームルーム生徒議会が届け出責任者立ち会いのもとにこれを行う。

(2) 開票日は選挙当日とする。

- 第10条 (1) 各選挙において有効投票の最多数を得た者をもって当選者とする。
- (2) 当選者を定めるに当たり得票数同数のときは決選投票を行う。
  - (3) 届け出のあった候補者がその選挙における生徒会役員もしくは委員の定数を超えないとき、もしくは超えなくなったときは審査委員と顧問の協議の上、その候補者をもって当選者と定めることができる。
  - (4) 前項の規定により選挙を行わないことになっ

たとき、審査委員はその旨を指定の場所に告示しなければならない。

第11条 (1) 第4条による生徒会役員の立候補なきとき、もしくは前条第(3)項による定数不足のときは届け出期間を延期し選挙する。

(2) 前項においてなお定数が満たざるときは、その数だけ審査委員と顧問との協議の上、指名もしくは任命することができる。

第12条 本会における本部役員に欠員を生じたときは次の方法により補う。

- (1) 次期通常選挙までの期間が、4か月以上ある場合は補欠選挙を必要とする。
- (2) 次期通常選挙までの期間が、4か月未満の場合は、本部役員においてその職務を代理する



## 定時制生徒会会則

前文 長野県小諸商業高等学校定時制生徒は生徒会を設立し、正当に選挙された代表者を通じて民主的運営に基づき生徒会活動を規律化し、勤労と勉学の両立を計り、学力充実と福祉増進に努め、もって勤労青年学徒の榮譽を確立するためにこの会則を制定する。

### 第1章 総 則

第1条 本会は長野県小諸商業高等学校定時制生徒会と称する。

第2条 (1) 本会会員は定時制に在籍する全生徒とする。

(2) 本校の職員は顧問とする。

### 第2章 本部役員

第3条 本会の本部には次の役員を置く。

(1) 会 長 1名 (2) 副会長 1名

(3) 書 記 1名 (4) 会 計 1名

第4条 前条役員は会員より選出し、それぞれ次の事項を行う。

(1) 会長は会務を総理し本会を代表する。

(2) 会長は生徒総会の招集をする。

(3) 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行すること。その他会長の要請する一般事務を行う。

(4) 会計は生徒会費の管理その他会計事務を行う。

(5) 副会長、書記、会計については、必要に応じて

補佐をつけることができる。

### 第3章 議事機関

第5条 本会は議事機関として次の機関を置く。

(1) 生徒総会 (2) 生徒議会

(3) ホームルーム会

#### 第1節 生徒総会

第6条 生徒総会は本会の最高議事機関として全会員をもって構成し、その3分の2以上の出席により成立する。

第7条 本総会は年2回の定期総会の外、全会員の4分の1以上の要請又は生徒議会の要求により会長が必要と認めたときは臨時総会を招集することができる。

第8条 本総会は次の事項につき報告又は審議する。

(1) 予算及び決算

(2) 生徒会全般に関する企画の審議及び経過報告

(3) 本部役員及び審査委員の解任

(4) 会則の改正、クラブの改廃及び新設

(5) 臨時総会のときはその提出議案

(6) その他本総会及び生徒議会の必要と認めた事項

第9条 本総会における議事は前条第(3)、(4)号を除いては多数決により決する。ただし可否同数のときは、議長の決するところによる。

第10条 本総会の議長は開催の度に会員より会長により推薦される正副議長各1名がこれに当たる。

第11条 本総会の決議事項については会長は即時実

行に移さねばならない。

#### 第2節 生徒議会

第12条 生徒議会は生徒総会につく議事機関で、各ホームルーム2名あて選出された議員をもって構成される。

第13条 本会は月1回の定期会の外、議員の4分の1以上の要請又は会長が必要と認めるときは、これを招集する。

第14条 本議会は生徒総会提出の議案の作成及び総会の決議事項以外の事項を決議し、本会運営に必要な細則を制定する。

第15条 (1) 本議会の議長及び副議長各1名は議員中より互選され議長は本議会を代表する。

(2) 議長及び副議長の選出されたクラスは補欠議員を直ちに選出せねばならない。ただし補欠の補えないクラスはその限りではない。

第16条 本議会は議員の3分の2以上の出席により開き、議事は出席議員の過半数をもって決定する。ただし可否同数のときは議長の決するところによる。

第17条 本議会には会長、副会長、書記会計(以下本部役員)審査委員長の出席を必要とするが、議決権は有しない。

第18条 本議会は必要に応じて各委員会及び各クラスの代表者に出席及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

#### 第3節 ホームルーム会

第19条 ホームルーム会は各クラス生徒で構成し、その事項を行う。

(1) 生徒議会及び生徒総会に提出する議案の作成並びに各委員会への要請事項等の協議。

(2) 生徒議会及び各委員会より附記された議案の審議。

(3) 生徒総会、生徒議会等で定めた事項の実行。

(4) 議会議員、各委員会の委員及びその他ホームルーム役員の選出。

第20条 ホームルーム会の運営は各ホームルームの自主による。

#### 第4節 執行機関

第21条 本会は本部役員のもとに執行機関を置きそれぞれの会務を執行する。

(1) 専門委員会 (2) 特別委員会

#### 第1節 専門委員会

第22条 本委員会は次の各委員をもって構成される。

(1) 整美委員会 (2) 編集委員会

(3) 体育委員会 (4) 保健委員会

第23条 (1) 整美委員会、体育委員会、保健委員会、及び編集委員会はホームルーム2名あて選出された委員をもって構成され、それぞれ細則に従って活動する。

(2) 委員長及び副委員長各1名は委員中より互選され、委員長はそれぞれ委員会を代行する。

第24条 (1) 選挙管理委員会は各クラス1名あて選出された委員をもって構成され、それぞれ細則に従って活動する。

(2) 本委員会の委員長及び副委員長各1名は委員中より互選され、委員長は本委員会を代行する。

#### 第2節 特別委員会

第25条 本委員会は次の各委員をもって構成される。

(1) 予算委員会

第26条 (1) 予算委員会は各クラブ、執行機関代表各1名、本部役員及び議会議員をもって構成され、本会の予算案を作成し生徒会費の変更等生徒総会に勧告する。

(2) 本委員会の司会は会計長が行い、本会を代表する。

### 第5章 クラブ活動

第27条 (1) 本会は会員の親和とレクリエーション、各人個性の伸長と発展のため次のクラブを設ける。

① 文化部 ② 運動部

(2) 文化部、運動部の部長は生徒会長の指名によ

り生徒議会の承認を必要とする。

(3) ① 文化部、運動部の下に生徒総会の決定により小クラブを設け、それぞれ活動する。

② 小クラブは部長、副部長各1名を部員より選出する。

### 第6章 会計

第28条 (1) 本会の経費は会費をもって充当する。

(2) 本会の会員は生徒会費納入の義務を負う。

(3) 生徒会費の変更決定は第8条第1号により生徒総会で行う。

第29条 本会の会計は細則によって管理し、会計報告は定期総会ごとに行う。

### 第7章 役員の任期

第30条 (1) 本会役員の任期は12月1日より翌年11月末日までの1年とする。

(2) 選挙管理委員の任期は他の役員より2週間前に始まり2週間前に終わるものとする。

(3) 編集委員会の任期は4月1日より翌年3月末日までの1年とする。

### 第8章 選挙及びリコール

第31条 本会の会員は本会すべての選挙における選挙権及び被選挙権を有する。

第32条 (1) 本会役員はすべて再選を妨げない。

(2) 本会のすべての役員は兼任を許されない。ただしクラブ委員(文化部長、運動部長は除く)はこの限りでない。

第33条 本会役員に欠員を生じたときは次の方法により補う。

- (1) 次期通常選挙までの期間が2か月以上ある場合は補欠選挙を必要とする。
- (2) 次期通常選挙までの期間が2か月以内の場合には次点者が任務につく。次点者がいない場合は補欠選挙を必要とする。

第34条 本会の本部役員、審査委員の解任は次の手続きにより生徒総会において3分の2以上の賛成を必要とする。

- (1) 本部役員及び審査委員の解任は会員の4分の1以上の要請により生徒議会において審議し、総議員の3分の2以上が賛成した場合生徒議会がこれを発議する。

第35条 前条の決議案が可決されたときは、それぞれ役員の出出があるまで引き続き旧役員がその職務を行う。

## 第9章 顧問及び保留権

第36条 本会各機関には1名以上の顧問を置く。

第37条 顧問は生徒諸会に出席の権利を有し、議長の許可を得て発言できるが議決権は認められない。

第38条 (1) 生徒会の決定事項は生徒会長が生徒会係を通じて定時制教頭に提出し、学校長の認可を受けるものとする。

- (2) 学校長は学校の責任者として生徒会の決定事項のすべてに保留の権限を有する。

## 第10章 細 則

第39条 本会は各機関のその運営上必要な細則を定めることができる。ただしこの会則に反する細則は定めることはできない。

## 第11章 会則及び細則の改正

第40条 本会則の改正は生徒議会の総議員の3分の2以上の賛成で生徒会長がこれを発議し生徒総会に提案して出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

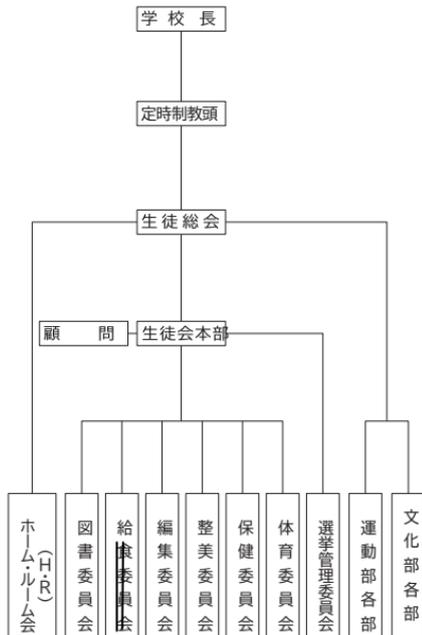
第41条 本会細則の改正は生徒会長が発議し、生徒議会議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第12章 補 則

第42条 本会則は昭和42年4月1日より施行する。

- ・平成24年4月1日会則一部改正。
- ・令和6年12月1日会則一部改正

## 定時制生徒会組織図



## 定時制生徒会細則

【会則23条に関する細則】

### 第1章 総 則

第1条 本細則は小諸商業高等学校定時制生徒会会則に定めた会員中の生徒によって運用される。

### 第2章 保健委員会

第2条 本委員会は健康を維持増進することを目的とし、なおかつこれを達すべき校内行事を担当する。

第3条 校内における伝染病、その他防疫の措置にあたる。

第4条 その他保健上の一切の任に応じる。

### 第3章 整美委員会

第5条 本委員会は学校内の美化営繕に努め、環境の整備・清潔を計るを任務とする。

### 第4章 編集委員会

第6条 本委員会は定時制機関誌「夕陽の窓」の編集及び発刊の担当を任務とする。

## 第5章 図書委員会

第7条 本委員会は会員の図書利用の円滑を計り、また図書に関する連絡等を任務とする。

## 第6章 体育委員会

第8条 本委員会はクラスマッチの計画・立案、及び実施を任務とする。

### 定時制選挙細則

- 第1条 (1) 選挙管理委員会は、各ホームルームより1名選ばれた委員をもって構成する。
- (2) 選挙管理委員は、前期役員任期終了少なくとも30日前に就任する。
- (3) 委員長及び副委員長各1名は委員の互選により定め、委員長は本会を代表する。
- (4) 本委員会は、定例選挙の他一切の選挙の管理を行う。
- (5) 本委員会は、定例選挙の候補者届け出期間、立会演説会期日、選挙期日及び候補者名簿を指定の場所に告示する。
- 第2条 (1) 定例選挙は、生徒会役員の任期終了前15日以内に行う。
- (2) 選挙期日は少なくとも15日前に告示せねばならない。
- (3) その他の生徒会に関する委員の選挙は生徒会本部役員の選挙期日後10日以内に行うことにする。
- 第3条 生徒会役員の候補者となろうとする者は、

所定の期日までに選挙管理委員長に届け出なければならぬ。

第4条 選挙運動は、選挙管理委員会の定めによりこれを行う。

第5条 立会演説会は選挙管理委員会の定めによりこれを行う。

- 第6条 (1) 選挙は投票により記号式で行う。
- (2) 投票の管理は選挙管理委員会がこれを行う。
- (3) 投票は各ホームルームごとにこれを行う。
- (4) 投票用紙は選挙管理委員会が選挙当日配布する。

第7条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 第6条第(1)項により他事を記載したものの。
- (3) 定員数以外に記号をつけたものの。

第8条 開票は選挙管理委員会が届け出責任者立ち会いのもとにこれを行う。

(1) 開票は原則として即日開票とする。

第9条 各選挙において有効投票の最多数を得た者をもって当選者とする。ただし次点との差が1%（四捨五入）以上ない場合には決選投票を行う。

### 定時制交通安全会会則

第1条 (名称) 本会を小諸商業高等学校定時制交通安全会という。

第2条 (目的) 本会は働きつつ学ぶ者が健康で能率的な学校生活を営むために、交通安全の問題に関心を持ち、その改善と会員の事故防止を計るとともに、地域社会にも積極的に協力してゆくこ

とを目的とする。

第3条(会務) 前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 通学途上における交通安全の励行。
- (2) 車輛の定期点検(ブレーキ・ライト・警笛等)
- (3) 交通安全に関する講習会の開催。
- (4) 交通安全に関する種々の広報活動。
- (5) 通学実態の調査及び環境整備。
- (6) 所有免許証及び使用車輛の登録。
- (7) 校内規則の制定及びこれに違反した場合の指導。

第4条(会員) 本会は小諸商業高等学校定時制に在籍する生徒全員をもって組織する。

第5条(役員及び任期) 本会は次の役員をおき、会務の達成を計る。

- (1) 会長1名(生徒会長が兼務する)は本会を代表し、生徒会との連絡を計る。
- (2) 副会長2名(生徒会副会長が兼務する)は会長を補佐する。
- (3) 交通安全委員(各クラスより2名を選出する)は
  - ① 委員会を構成し会務を執行する。
  - ② 委員会は委員中より委員長・副委員長を選ぶことができる。

第6条(任期) 役員の任期は1年とし、4月1日より翌年3月末日までとする。ただし、会長・副会長については生徒会役員の任期と同じとする。

第7条(顧問) 本校職員は本会の顧問となり、本会運営に関して指導的助言を行う。

第8条(会議) (1) 本会は年1回の定期総会をもち会務につき審議する。

ただし、必要に応じて臨時総会をもつことができる。

- (2) 総会は会長がこれを招集する。
- (3) 委員会は会長又は委員長がこれを招集する。第

9条(細則) 委員会はその運営上に必要な細則を定めることができる。

ただし、この会則に反する細則を定めることはできない。

第10条(会計) 本会の会計は必要に応じて別にこれを定める。

第11条 本会則は昭和42年7月18日より実施する。

## クラブ活動

生徒会活動の組織の重要な基盤であるこの活動を通じて、生徒一人ひとりがその機能、興味、希望等を充分発揮実現し、個性の伸長と発展とを図るとともに、他面、将来民主的社会的発展に貢献するために、社会的な連帯性を学び体験するに最もよい活動である。

### クラブの組織

本校のクラブは文化部、運動部の2部に大別し、文化部には芸術部があり、運動部には卓球、バドミントンの部がある。

定時制は平日9時20分には終了していること。

## 学校生活の指針

### 1 一般心得

人間は常に修養に努め、正しい人間となるよう心がけねばならない。青年期には青年期らしく生きぬくがよい。早く成人になり、速やかに楽になろうなど望むべきではない。青年期は人の生涯においても、その理想の水準の高いときであり、価値観の高揚するときであろう。

#### (1) 勉学

学に志す者は、学問の本質をよく理解し、謙虚な態度で深く学理の研究と真理の追求に専念すべきであるが、また人格の完成、健康に注意し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、文化の創造と発展に貢献しなければならない。

- ① 目的を最後までやりぬく信念と意気を持つ。
- ② 自発的な計画と規律正しい勉強への態度が望ましい。
- ③ 「疑問は会得の第一歩なり」と常に疑問を追求し、精進しなくてはならない。
- ④ 注意力を集中し、わずかな限られた時間でも有効に使用して能率的かつ効果的に学習する。
- ⑤ 予め指示された事を守り、レポートの提出、補充授業、課外補講等を厳守する。
- ⑥ 良書を精読して深みある人間として成長する。

#### (2) 保健

健全な精神と健康な身体は、すべての生活の基盤となるものである。そのためには、規則正しい

生活をし、病氣、傷害などから心身を守るとともに、心身をたえず正しく鍛練して、その抵抗力を高め、楽しい集団生活をいとんで、精神の安定を保つことが必要である。

自分の理想、願望を実現させるには、自分の身体的条件を考慮して常に健康への配慮を怠ってはならない。

#### (3) 礼儀

生徒は自らの境遇を省みて、社会に対し感謝の念をもたなければならない。人に対しては親切と礼儀を守り、器物はていねいに取り扱い、また金銭は浪費してはならない。

① 常に小諸商業高等学校の生徒であるとの自覚をもって行動しなければならない。

② 態度は常に明朗にして、虚言と不正行為は絶対に行わず、実社会の悪習には毅然たる態度を保持し、常に高貴な品性を養うよう心掛けねばならない。

③ 挨拶及び言語には常に注意し、節度をもって行い、職員に対してはもちろん、生徒相互の間にも不快の念を与えないようにすべきである。

#### (4) 服装(定時刻については別途定める)

服装はその人柄を現す。生徒の服装は質素・清潔・端正でなくてはならない。

- ① 男女とも指定の制服を着用し、必ず校章および指定のボタンをつける。
- ② 変形、異様の服装を着用してはならない。
- ③ 変形した場合は、速やかに修繕するか新調すること。

- ④ ビアス・染色・パーマネントや化粧は禁止する。
- ⑤ 上下履きの区別は厳格に行うこと。サンダル、上履きは学校所定のものとする。
- ⑥ 6月1日より9月30日までは、夏服とする。
- ⑦ その他、職員の指導に従うこと。
- (5) 男女の交際  
生徒の本分は人格の完成をめざして行う勉学・修養である。従って、男女交際も相互の人間形成に役立つ有意義なものでなければならない。
- ① 男女平等の精神に立脚し、人権尊重の立場を貫く。
- ② 交際は、常に明朗・清潔なものでなくてはならない。
- ③ 交際は、勉学を妨げたり、経済的負担を伴うようなものであってはならない。
- (6) 所持品
- ① 教科書をはじめ学用品、その他の所持品に氏名をつける。
- ② 生徒として必要以外のものは所持しない。
- ③ 身分証明書は常に所持していなければならない。
- ④ 金銭は必要外は所持せず、またみだりに相互で、貸借するのはよくない。
- ⑤ 携帯電話はマナーを守り、授業中は厳禁とする。
- (7) 交通安全規則(定時制については別途定める)
- ① 歩行者について  
ア 他の交通の迷惑になる行為はしてはなら

- い。
- ② 自転車について  
ア 使用規定は特に定めませんが、道路交通法を遵守すること。
- ③ バイクについて  
ア 使用するバイクの排気量は50ccまでとする。  
イ すべて2人乗りは禁止する。  
ウ ヘルメットを着用すること。  
エ バイクの貸借はしてはならない。  
オ バイクに自分勝手な工作をしてはならない。カスリッパ・サンダル等の運転は禁止する。
- ④ バイク通学について  
ア 学校としては、バイク通学は危険が伴うことから好ましくないと考えるが、やむを得ずバイク通学を希望する者は、担任を通じて学校の決定をまち、保護者連名の願い書を提出し、学校長の許可を受けなくてはならない。イ担任は、保護者から願い書が提出されたら、速やかに保護者と連絡をとり、その状況を的確に把握すること。  
ウ 自宅から学校又は最寄りの鉄道駅まで3km以上10km以内の者を原則とする。  
エ バイク通学を許可された者は、ステッカーを購入して貼付するとともに、許可証を常に携帯すること。
- ⑤ 自動車について  
ア 普通自動車の運転免許を取得しても、卒業までは運転してはならない。
- ⑥ 免許取得について

ア 高校生の本分は学習活動にあるということから、学校としては、バイク及び自動車の免許取得は好ましくないと考えるがやむを得ず免許の取得を希望する者は下記事項を厳守すること。

⑦ バイクの運転免許取得希望の者は長期休業を利用すること。

① 自動車の運転免許取得については別に定める。

イ 免許取得のために、授業を欠いてはいけない。(長期休業等の利用)

ウ 免許取得を希望する者は、保護者連名の願い書を提出し担任の許可を受けるとともに、取得後は直ちに担任に届け出ること。

⑦ 違反・事故について

ア 交通違反・事故があった場合は、直ちに学校に連絡すること。

イ 校内規則に違反した者、家裁より連絡のあった者、及び道路交通法に違反した者については、保護者の来校を求める。

ウ 本規則に該当しないもの、及び違反のたび重なる者については、生徒指導係で特別審議する。

(8) 進路

各自の希望に応じてHRT、進路指導係の職員とよく連絡をする。

自分の独断的な考えのみでなく家庭の事情、成績、健康等を考慮して進路を決定しなければならない。入学時より常に自己をよく研究して最も適

した進路を早く決定し準備を早く始めることが大切である。

① 就職応募に関する確認事項

ア 出願の原則

採用の内で合格に至るまでは何回も出願できるが、同時併願は認めないことを原則とする。

イ 縁故就職について

縁故等による就職の出願及び結果については、必ず学校に届け出なければならない。

ウ 就職書類提出について

全国統一応募開始日以前には事業所等が出願書類を要求しても学校は一切正式なもの発行しない。

② 進学に関する確認事項

ア 学校推薦は、決定後の取り消し、変更が認められない。

イ 専願校の場合は、同時併願が原則として認められない。

## 2 校内生活の心得

(1) 登下校及び舎内について

① 始業10分前には登校し、放課後までは外出してはならない。特に用事のある場合には、HRTに連絡し、必ず外出許可証を持って外出する。

② 登、下校の際は必ず掲示事項に注意する。

③ 部室については部室使用規定に従う。

④ 学校で禁止されている場所には許可なく出入りしてはならない。

- ⑤ 喫煙、飲酒は学校の内外を問わず厳禁する。
  - ⑥ 暴力行為はすべて厳禁する。
  - ⑦ 板書、はり紙等掲示を必要とするときは、係職員の許可を得て、所定の場所に掲示する。
  - ⑧ 外来者に対しては会釈をする。
- (2) 図書館について

① 目的

本校図書館は、学校図書館法第2条に基づき、本校生徒、職員の研究及び教養に資し、本校の教育目標達成のため貢献する。

本校図書館は、前項の目的達成のために必要な資料を収集し、整理、保存し、必要に応じてこれを提供する。

② 利用規定及び注意

ア 本校図書館は、基本的に全日制登校日を開館日とする。ただし、長期休業中の開館や臨時閉館についてはそのつど掲示する。

イ 開閉館時刻は概ね全日制始業時より午後5時までとする。

定時制は必要に応じて開館する。

ウ 入館の際は次のことに心掛けること。

- ㉞ 静粛にすること。
- ㉟ 図書、その他の資料を大切に扱うこと。
- ㊱ 図書館利用や資料についての質疑、相談は遠慮なく係職員に申し出ること。
- ㊲ その他、係職員の指示には速やかに応じること。

③ 図書帯出規定

ア 帯出は2週間以内を原則とする。期限後も

続けて借りたい場合は、再手続きをする。

イ 禁帯出図書、雑誌は必要やむを得ない場合に限り、閉館時より次の開館時まで帯出を認める。借りたい場合は係に申し出ること。

ウ クラブ等の団体で借りる場合は、その代表責任者の個人名で借りること。

エ 図書を紛失、破損した場合は帯出者が責任を持つこと。

オ 帯出手続きの細部については、別にこれを定める。

(3) 学校施設利用について

- ① 授業時間外に校具、備品等を使用しようとする場合には、必ず関係職員の許可を受ける。
- ② 使用する物はてい率に取り扱い、損傷しないように注意する。
- ③ 使用後は損傷の有無を調べ、関係職員の点検を受ける。
- ④ もし破損した場合は、その状況により弁償させることがある。
- ⑤ 休業中使用しようとする場合には、あらかじめ関係者の許可を受けておくとともに、職員の承認を受ける。

(4) 諸会合について

- ① 生徒総会をはじめ各委員会、クラブ会等を行う場合にはあらかじめ、関係職員に連絡し生徒係職員を経て学校長の許可を受ける。
- ② 会合の場所は職員の指示による。
- ③ 他校生とクラブその他会合を行う場合は前もって顧問職員に連絡して行わねばならない。

(5) 合宿について

- ① 合宿参加生徒は保護者が承認し、身体状況よく、顧問職員の認めた者とする。
- ② 学校の器具を愛護し真剣な態度で行う。
- ③ 合宿は休業中校内であることを原則として、顧問職員は同宿する。
- ④ 合宿は計画に基づき運動、学習、宿泊、食事、起居等は顧問職員の指導のもとに規律正しく行う。
- ⑤ 特に火気の取り扱いに細心の注意をする。
- ⑥ 保健衛生には十分留意し、食物及び食器等は清潔に保ち、食器は必ず消毒して使用する。使用後は整理して整頓しておく。
- ⑦ 外出は朝食より夕食までの間とし、顧問職員の許可を得て行うものとする。
- ⑧ 夕食後外出の要あるときは顧問職員の引率又は許可を得て行う。外出の際は必要以外の場所に行ってはならない。
- ⑨ 合宿中指定された以外の室は使用しない。
- ⑩ マネージャーはチームを把握し、顧問職員と常に緊密な連絡をとる。
- ⑪ その外顧問職員の指示により行動する。

(6) 防災規定

第1条(目的)

学校の火災を予防・警戒し、また鎮圧することによって、生徒の生命・身体を保護することを第一とし、あわせて学校の施設・財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、学校教育

の推進に資することを目的とする。

第2条(名称)

本組織を長野県小諸商業高等学校防護団と称し、事務関係は防災係が行う。

第3条(組織及び規定)

本団は、第1条の目的を達成するために「防護団組織」を結成し、防護団実施要項に従って活動する。なお、防護団組織と防護団実施要項は別に定める。

第4条(火気取締)

火気使用場所には必ず全日制・定時制ともに火元責任者各1名を置き、常に防火に務めるとともに、消火設備・警報設備・避難設備・電気設備・危険物を点検し、消火活動等に支障なきよう留意する。火元責任者氏名及び担当区域については「火元・搬出責任組織一覧表」として別に定める。

第5条(火気使用について)

- (1) 火気使用が必要な場合は火元責任者の監督のもとに行い、火元責任者不在時は責任を持ち得る職員が代行する。
- (2) 所定の場所以外に火気を使用してはならない。もし所定以外の場所で火気を使用する場合は職員 の許可を受け監督のもとに使用する。
- (3) ストープの使用については、別に「ストープ 使用規定」を設ける。
- (4) 火気使用後は厳重に後始末をする。

第6条(防火)

火気使用箇所には必ず消火器を備え置くものとする。

第7条(非常時の処置)

- (1) 万一火災が発生した場合は、まず避難行動を第一とし、秩序整然と速やかに校庭等所定の位置に避難する。
- (2) 不在校時に火災が発生した場合、当直員又はこれに代わる者が、電話あるいは最も速やかな方法により消防署・警察署に連絡するとともに、職員・生徒にその旨を急報するものとする。連絡網については別に定める。
- (3) 火災発生時は第2条に設けた防護団により、指導職員の指導下に速やかに自己の任務につくものとする。

第8条(避難行動)

別に定めた避難順路に沿って速やかにかつ整然と行動する。

第9条(地震等の災害)

別に定めた地震時の対策に従って行動する。

第10条(避難訓練)

非常の際、本規定に沿って行動できるよう定期的に避難訓練を実施する。

第11条(消防設備)

(7) 地震時の対策

1 地震発生時の措置

- (1) ストープ、ガス等の使用中の火気をすぐ消す。
- (2) 使用中の電気器具のスイッチをすぐ切る。
- (3) ガスの元栓をしめる。電源を切る。
- (4) 火が出たらすぐ消す。
- (5) 座布団、カバン等で頭部を保護し、机間に伏して落下物より身を守る

自主点検及び自主検査

	区分	点検設備及び点検すべき事項
III IIII IIII IIII IIII IIII	消火設備	消火栓、消火器、ホースなどに必要な設備器具の管理・点検
	警報設備	報知器の点検、整備
	避難設備	非常口、避難梯子、ロープ、誘導灯など設備、器具の点検整備、避難通路の障害物の除去
	電気設備	電源、配電盤、配線機器の安全管理、点検設備
	危険物	ガス・石油の貯蔵取扱管理、貯蔵場所の管理と点検、地震時における流失防止措置
	給油設備	給油設備の点検管理
	薬物	薬品・毒薬・劇薬の点検管理
IIII IIII IIII IIII		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火上必要な機材の点検</li> <li>・火気使用場所の整理整頓状況の点検</li> <li>・不審火、喫煙等についての有無を点検</li> <li>・火気使用設備の点検管理</li> </ul>

- (6) すぐ教室から飛び出さない。(屋根瓦、窓ガラス等の落下があり危険)
- ## 2 避難
- (1) 一応、地震がおさまった所で本部又は授業担任者の指示により校舎外に避難する。
- (2) 避難の際、はき物をはく。
- (3) 軽傷者は皆で協力して避難させる。重傷者は職員がつきそい担架等による搬出を待つ。
- (4) ブロック塀・石堀・石垣・土手下は、崩壊のおそれがあるので近づかない。
- (5) 避難先に避難したら、人員を確認し、本部へ報告する。特にけがの人の所在を明確に報告する。
- ## 3 防災活動
- (1) 防護団の本部は校庭等所定の位置におく。
- (2) 避難、人員確認がすんだら指示に従って防災活動を行う。
- (3) 火災の発生している場合は、消火活動に重点をおく。
- (4) 負傷者の救出活動を行う。
- (5) 重要書類、重要物品等の搬出を行う。
- (6) 本部長は、搬出物品等の保管及び生徒が安全な場所に避難、待機するよう注意する。
- (7) 生徒に対しては、防火活動に協力させるとともに、本部の指示があるまで下校させない。
- ## 4 臨時職員会
- 状況のおさまりを見て、職員会を開き、次記について協議する。
- (1) 生徒下校の件。(残宿、宿泊を要する生徒等について)

- (2) 重要書類、重要物品の管理の件。
- (3) 重軽傷者の措置の件。
- (4) 授業再開の件。
- (5) 県教委報告の件。
- (6) 被害状況報告書作成の件。
- (7) その他、事後処理の件。
- (8) ストープ使用上の注意
- ### 1 ストープ使用期間、使用できる日、時間について
- ① 各教室とも、年度ごとに学校の定めた期間とする。(11月中旬～3月末まで)
- ② 特別な教室を除き、気温 全日制8℃、定時制10℃以下の時に使用できる。
- ③ 使用時間は、全日制8時40分～15時40分、定時制17時～21時とする。
- ### 2 放課後、休祭日の使用について
- ① 放課後、特別な場合は『校舎使用許可願』に必要事項を記入し、許可を得ること(点火、消火、燃料、トラブルの発生等については、使用者が全責任をもつこと)
- ② 休祭日の使用は、『校舎使用許可願』を必要とする。
- ### 3 防火に対する一般の注意
- ① 室内の換気に気をつける。
- ② ストープ周辺の整理整頓をする。
- ③ 温風の吹き出し前面に、障害物を置かないこと。
- ④ 火災防止に気をつけること。
- ### 4 その他

- ① 省エネルギーのために、不要なストーブの使用をしないこと。
- ② ストーブを損傷したり、落書きをしったりしないこと。
- ③ 損傷・使用状況が良くない場合には、使用を停止させることがある。
- ④ 故障の場合や調子の悪い場合は、すみやかに、担任・係に申し出ること。
- ⑤ ストーブにかかわる器物の破損は、使用者(学年・クラス・講座・クラブ等)が責任を持って修理すること。
- ⑥ ポリタンクが、所定の時間内(給油後)に返却されない場合は、翌日の配給は差し止めるので注意すること。

#### (9) 部室管理及び諸注意 趣 旨

高等学校におけるクラブ活動は、生徒会活動・ホームルーム活動と並んで特別教育活動として位置づけられ、教科授業との両立のもとに生徒の全人的育成を図るための重要な教育活動としての役割を担っている。この目的を全うするために十分な指導と管理が要求される。各クラブの部長は顧問との連絡を密にしこれら一切の指導と管理に当たるものとする。

#### (1) 部室の使用について

原則として更衣・器具置場として使用すること。

- ① 飲酒・喫煙の禁止
- ② 暴力行為の禁止
- ③ 金銭強要・不正集金等の禁止

- ④ 授業中の使用禁止(体育時の更衣のみ認める)
  - ⑤ 宿泊禁止
  - ⑥ 関係者以外立入禁止(部員以外の者)
  - ⑦ 貴重品は置かない(金銭・携帯電話・教科書等盗難の場合責任はもたない)
  - ⑧ 整理・整頓に心掛ける。(部室及び周囲の清掃は各部で行う)
  - ⑨ 部室は大切に使用し破損の場合は部で責任をもって修繕する。
- (2) 部室使用時間・練習時間について
- ① 朝・登校時よりクラブ終了時までとする。  
時間外は常に鍵をかけ使用しない。
  - ② 練習 朝・午前7時30分～8時40分  
放・午後3時50分～7時30分  
クラブ活動の場と部室が異なる場合には必ず鍵をかけ、置き鍵は絶対にしらない。
- (3) 諸注意について

- ① 考査一週間前より、特別の許可がない限り、活動中止とする。
- ② クラブの練習は計画を立て、合理的に行う。  
以上の規定を守らなかつたと認められる部は顧問会において検討し、部活動禁止・部室閉鎖等の罰則又は、廃部をする。

### 3 学外生活の心得

校外生活はともすれば気がゆるみがちになり易いが、常に正しい判断力をもって、本校生徒としての自覚をもって、行動しなくてはならない。

(1) 一般的態度

- ① 一般市民並びに公共物に対しては、常に市民道徳をわきまえ、明るい社会の建設につとめる。
- ② 道路上においては正しく対面交通し、常に交通道徳を守り、進んで交通事故の防止に協力する。
- ③ 電車、バス等の中では礼儀正しくし、特に喧嘩にわたらぬよう心掛け、長上老幼、病弱者には進んで席を譲る。
- ④ 不正乗車は如何なる理由があろうとも絶対にしてはならない。また乗降車の際は秩序正しくかつ敏速に行動する。
- ⑤ 帰宅時間はあらかじめ家人に伝えおき、遅れる場合はその理由を家人に知らせる。
- ⑥ マージャン荘・パチンコ店およびアルコール類を提供する飲食店へは絶対に立ち入ってはならない。
- ⑦ 夜間の外出は保護者の許可を得る事はもちろん、行き先、用件、帰宅時間等を明確にしておく。

(2) 旅行について

- ① 必ず学校所定の旅行届書に行き先、日時、目的等を記入し、保護者の承認を得てHRTを通じて学校長に届け出る。
- ② 学生割引券を必要とする場合はHRTの証明を得て、事務職員から交付を受ける。
- ③ 男女合同で旅行する場合は、必ず引率責任者、HRT、顧問、家族又はこれに相当する者と同行する。原則としては宿泊は許可しない。

(3) アルバイトについて

- ① 生徒のアルバイトは原則として認めない。
- ② やむをえずアルバイトを希望する者は保護者からのアルバイト届を学級担任に提出すること。
- ③ アルバイトたりとも自己の全精神力を傾注し、雇用主及び客人等に迷惑をかけぬよう心掛け、自己の修養に努めなくてはならない。

(4) 諸会合について

- ① 諸会合を催す場合は前もってその責任者は必ずHRT又は顧問職員に申し出て、学校所定の会合願を生徒指導係を通じて学校長に提出しなければならない。許可を受けない場合は会合を行うことができない。
  - ② 他校生と協同しての会合はしないことを原則とする。
  - ③ 夜間の会合には参加しないことが望ましい。特に女子の外出は望ましくないので参加を中止する。やむを得ず参加せねばならぬ場合は、家人の付き添いを得て参加する。
  - ④ 諸会合の場所は学校又はこれに準ずる所を当てる。
  - ⑤ 宿泊を伴う諸会合は行ってはならない。ただし学校主催の場合はこの限りではない。
  - ⑥ 男女合同の会合には、必ず責任ある指導者が同席しなければならない。
- (5) 長期休業中の心得
- ① 長期休業中は比較的不規則な生活に陥り易いから、これを有意義に過ごすよう計画を立て、忠実にこれを実施する。

- ② 学割、証明書等必要な場合は必ず終日(公休日を除く)の午前中に事務職員に、願い出て交付を受ける。
- ③ 休業中の旅行、アルバイト、諸会合、キャンプ等については、別項該当事項を参照する。

(6) 登山キャンプについて

- ① 登山、キャンプ等の行事は、危険を伴い易いから、計画、立案には、相当経験を持った指導者、顧問職員の指導のもとに計画する。
- ② 計画ができたなら、計画の詳細書に、保護者の承諾書を添え、HRT生徒係を通じ、学校長に届け出て許可を受けねばならない。
- ③ 実施に当たっては、携行品等万全の準備をし、必ず顧問職員か経験者の付き添いが必要である。付き添いのない場合は許可しないことがある。
- ④ キャンプ地は、健康的な場所を選定し、いやしくも高校生として、好ましくない場所を選ぶべきではない。
- ⑤ 男女同行は旅行に準じ顧問職員、HRT又はこれに代わる責任者が同行しなければ許可しない。

(7) 水泳について

- ① 禁ぜられた場所へは行ってはならない。

(8) 対外諸行事について

- ① 他校又は他の団体が催す各種の行事に参加しようとする場合は、顧問職員を通じ、学校長の許可を受けなければならない。
- ② 如何なる行事に参加する場合も、常に高校生としての誇りを持ち、試合等にあつては、フェ

アプレーをモットーとする。

- ③ 常に自己がチームの一員であるとともに学校を代表していることを忘れてはならない。

## 同 窓 会(会則抄)

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、地域社会と母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の会員は次のとおりとする。 1.

正会員 本校卒業生または、かつて商工学校・商業学校・工業学校・実業高等学校を卒業した者。

2. 準会員 本校在校生とする。

3. 賛助会員 母校の職員、本会の趣旨に賛同する者で会長の承認を得た者。

第4条 本会の事務局は、長野県小諸商業高等学校内に置く。

第15条 会員は、その氏名、職業、住所などを変更した時は直ちに事務局(学校)に通知するものとする。

会費などの規定

1. 入会金(小諸商業高等学校入学時)  
6,000円(学校在学中会報配布) 2.

維持会費(小諸商業高等学校卒業時)  
5,000円(5年間会報を送付) 3.

同窓会協力金 1口 2,000円平  
成25年6月15日(一部改正)

## 願 届 様 式

1 願い届けは学校の生活の秩序を維持するに大切であるから、日時を遅えず迅速に手続きしなければならない。

2 願い届けはすべてHRTを通じ学校長あて提出する。

### 提出上の注意

1 遅刻、欠課等はあらかじめ理由の明らかな場合は事前にHRTに届け出る。

2 止むを得ず事後の場合は、出校日より3日以内に届け出る。

3 早退の場合は必ずHRTに申し出て許可を受ける。

4 病気のため2週間以上欠席の場合は、医師の診断書を添える。

5 集会願、旅行願、対外行事参加願、アルバイト願、下宿願、学生割引証交付願、身分証明書交付願は学校所定用紙による。

願届様式(用紙寸法はA4縦長)

欠 早 遅	席 退 届 刻	第 氏	学 年 名	組
上記の者ば理由のため		自 至	年 月 日	欠 席 遅 刻 早 退
いたしますので御届けします。				
年 月 日	保護者氏名			印
長野県小諸商業高等学校長			殿	

休 学 願				
何々の事由により 年 月 日より 年 月 日まで で休学いたしたいので許可願います。				
第 学 年 組				
年 月 日	氏 名			印
	保護者氏名			印
長野県小諸商業高等学校長			殿	

復 学 願				
何々の事由により 年 月 日から休学中のところ (何々により復学いたしたいので許可願います。				
第 学 年				
年 月 日	氏 名			印
	保護者氏名			印
長野県小諸商業高等学校長			殿	

注 長期病欠以外は診断書不要

転 学 願				
何々の事由により 高等学校へ転学いたし たいので御願います。				
第 学 年				
年 月 日	氏 名			印
	保護者氏名			印
長野県小諸商業高等学校長			殿	

## 退学願

何々の事由により退学いたしたいので許可下さるよう御願い申します。

第 学年 組

年 月 日 氏 名 印

保護者氏名 印

長野県小諸商業高等学校長 殿

忌 引 届 第 学年 組  
氏 名

右の者 月 日 に何某死亡いたしましたから  
忌引させたいので御届申します。

年 月 日 右保護者 印

長野県小諸商業高等学校長 殿

注 忌引数は右記以内。祖父、祖母の場合は3日、父母の場合は7日、兄弟姉妹の場合は3日、叔父、叔母の場合は1日

## 歌 集

### 信濃の国

浅川 冽 作詞  
井出季晴 作曲

- 1 信濃の国は十州に 境連ぬる国にして  
そびゆる山はいや高く 流るる川はいや速し  
松本伊那佐久善光寺 四つの平らは肥よくの地  
海こそなけれ物さわに 万たらわぬ事ぞなき
- 2 四方にそびゆる山々は 御獄乗鞍駒ヶ岳  
浅間は殊に活火山 いずれも国のしずめなり  
流れよどまず行く水は 北に犀川千曲川  
南に木曾川天龍川 これまた国の固めなり
- 3 木曾の谷には横しげり 諏訪の海には魚多し  
民のかせぎも豊かにて 五穀の実らぬ里やある  
しかのみならず桑とりて 養蚕のわざの打ちひらけ  
細きよすがも軽からぬ 国の命をつなぐなり
- 4 たずねまほしき園原や 旅の宿りの寝覚床  
木曾の棧道かけし世も 心して行け久米路橋  
来る人多き筑摩の湯 月の名に立つおぼすて山  
しきる名所とみやびのが 詩歌によみてぞ伝えたる
- 5 旭將軍義仲も 仁科五郎信盛も  
春台太宰先生も 象山佐久間先生も  
皆この国の人にして 文武のほまれたぐいなく  
山とそびえて世に仰ぎ 川と流れて名につきず
- 6 吾妻はやとし日本武 ながき給いひ碓氷山  
うがつトンネル二十六 夢にも超ゆる汽車の道  
道一すじに学びなば 昔の人にや劣るべき古  
来山河の秀でたる 国の偉人にあるならい

## 千曲川旅情の歌

島崎藤村 作詞  
弘田龍太郎 作曲

小諸なる古城のほとり

雲白く遊子悲しむ 昨日またかくてありけり  
緑なすはこべは萌えず 今日もまたかくてありなむ  
若草も藉くによなし この命なにを齷齪  
しろがねの衾の岡辺 明日をのみ思ひわずらふ  
日に溶けて淡雪ながる いくたびか栄枯の夢の

あたたかき光はあれど 消え残る谷に下りて  
野に満つる香も知らず 阿波のいぎよう見れば  
浅くのみ春は霞みて 砂まじり水巻きかえる

麦の色わずかに青し 嗚呼古城なにをか語り  
旅人の群はいくつか 岸り波なにかを答ふ  
畑の中の道を急ぎぬ 過し世を静かに思え暮  
れゆけば浅間も見えず 百年もきのうのごとし歌  
哀し佐久の草笛 千曲川柳霞みて

千曲川いぎよう波の 春深く水流れたり  
岸近き宿にのぼりつ ただ一人岩をめぐりて  
濁り酒濁れる飲みて この岸に愁を繋ぐ  
草枕しばしなぐさむ

## 応 援 歌 (1)

### 1 黒煙沖す浅岳の

にじむ汗おば絶えずのみ  
ひざに抱かれ育ちたる  
我等が意気は天をつく我  
等が意気は天をつくふる  
えやふるえ我が選手

### 2 長蛇の如き千曲川

清き流れを亀鑑とし  
鍛えに鍛え練りに練り  
待ちに待ちたるこの試合  
我等が腕を示す日ぞ  
ふるえやふるえ我が選手  
フレ小商フレ小商フレフレ

応 援 歌 (2)

- 1 此処ら東信の高原に  
千曲川の激流ふかんして  
立つ鉄筋の大校舎  
学ぶ五百の健男児
- 2 降魔の剣横たえし  
意気衝天の勢は  
浅間の山と名を競う  
我が商業の( )部
- 3 朝に鍛えし我が選手  
夕に練りし我が健児  
討ち取れ敵のしんたんを  
(打ちこめ敵の堅塁)  
上げよ勝利の我が凱歌  
(守れ味方の陣営)  
フレ小商フレ小商フレフレフレ

凱 歌

見よや勝利のあざやかさ  
乾坤ために震憾し  
強敵がために地にひそむ  
はれし勝負は時の運  
うれうるなかれ好敵手  
いんにんせつさの功績みて  
又争わん時あらん  
みよ安ぜよ好敵手  
フレ(相手校)フレ(相手校)  
フレフレフレ

## 小諸商史の歌

- 1 佐久高原の空高く  
そそりて立てる浅岳の  
黒煙天を摩す所  
商史の道はかがやけり
- 2 富士見が丘の花に負う  
大和商史の帽章を  
若き額にかざしつつ  
仰ぐ理想の旗の色
- 3 星は移りて幾年の  
懐古の城の月清く  
南海遠く乗りいでし  
偉業は著し永久に
- 4 朝に守る教訓と  
夕に鍛ふ鉄腕に  
富国の礎産業を  
振り興さん諸共に

## ひとりでなやまないで ～だれかに話してみよう！～

### 総合相談窓口

- 長野県子ども支援センター  
(長野県こども若者局こども・家庭課)  
子ども専用無料電話 0800-800-8035  
大人専用 026-225-9330

子どもに関する相談全般に応じています。

[月～土 10:00～18:00]

### 学校教育, いじめ, 不登校など

- 学校生活相談センター (24時間子どもSOSダイヤル)  
(長野県教育委員会心の支援課)

0120-0-78310

いじめや不登校など学校生活に関わる相談に応じています。 [24時間]

- 電話教育相談  
長野県総合教育センター

0263-53-8811

東信教育事務所 0267-24-5570  
南信教育事務所 0265-72-4647  
飯田事務所 0265-53-0462 中  
信教育事務所 0263-47-7830

北信教育事務所 026-232-7830 学校生活や不登校など、教育上のあらゆる問題について、保護者や児童生徒からの相談に応じています。

[平日 9:00~17:00]

養育上の悩みや非行・虐待など児童の福祉

● 児童相談所全国共通ダイヤル 1<sup>8</sup>9<sup>6</sup>

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。

[24時間]

- 中央児童相談所 026-238-8010
- 松本児童相談所 0263-91-3370
- 飯田児童相談所 0265-25-8300
- 諏訪児童相談所 0266-52-0056
- 佐久児童相談所 0267-67-3437

児童福祉司や児童心理司などの専門職員が、18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。

[平日 8:30~17:15]

● 長野県児童虐待・DV24時間ホットライン

(長野県こども若者局こども・家庭課)

026-219-2413

児童虐待・DV(配偶者間暴力)に関する緊急の相談や通告、通報に応じています。 [24時間]

● 長野県性暴力被害者支援センター

「りんどうハートながの」  
(長野県県民文化部人権・男女共同参画課)

026-235-7123

性暴力被害にあわれた方を支援するための相談窓口です。 [24時間]

● 性犯罪被害ダイヤルサポート110

(長野県警察本部内)

ハートさん

0120-037-555 または # 8103

性犯罪に関する被害の相談ができる全国共通ダイヤルです。 [24時間 ※執務時間外は直当が対応]

子どもの非行などの問題行動

- 少年サポートセンター ヤングテレホン
- |         |              |
|---------|--------------|
| 警察本部    | 026-232-4970 |
| 長野中央警察署 | 026-241-0783 |
| 松本警察署   | 0263-25-0783 |
| 上田警察署   | 0268-23-0783 |
| 伊那警察署   | 0265-77-0783 |

少年相談専門職員や警察官が、子どもの非行、いじめや犯罪の被害に関する相談に応じています。

[警察本部: 24時間 ※執務時間外は直当が対応]

[その他警察署: 月~金 8:30~17:15]

● 警察安全相談 (警察本部広報相談課)

026-233-9110 または # 9110

犯罪等による被害の未然防止、DV(配偶者間暴力)、ストーカー被害等に関する相談に応じています。 [24時間]

- **法務少年支援センター長野  
善光寺下の青少年心理相談室**  
(長野少年鑑別所内) 026-237-1123  
非行問題を扱う専門機関として、心理の専門家などが相談に応じています。  
〔平日 9:00~12:15 13:00~17:00〕

#### 人権の問題

- **子どもの人権110番 (長野地方法務局)**  
0120-007-110  
人権擁護委員などが子どもの人権に関わる様々な相談に応じています。〔平日 8:30~17:15〕

#### 心の健康

- **長野県精神保健福祉センター**  
026-266-0280  
心の健康や精神医療に関わる相談をはじめ、アルコールや薬物等の依存症、思春期の精神保健に関わる相談、発達障がいやひきこもり等に関わる相談に応じています。〔平日 8:30~17:15〕

#### 思春期の子ども・発達や健康

- **思春期相談**  
県内の保健福祉事務所  
長野市保健所 ※保健師相談のみ  
松本市保健所  
医師、保健師、心理師などが心や体の健康相談に応じています。〔平日 8:30~17:15〕

#### 民間団体が実施している電話相談

- **チャイルドライン**  
(長野県チャイルドライン推進協議会)  
0120-99-7777  
18歳までの子どもの声に耳をかたむけ、その心を受け止めたり相談に応じたりしています。  
〔毎日 16:00~21:00〕
- **子育てひといきホットライン**  
(ながの子どもを虐待から守る会)  
026-268-0008  
子どもを虐待から守る・虐待をしないための相談に応じています。  
〔火・木 10:00~14:00 土 10:00~12:00〕
- **いのちの電話**  
(社会福祉法人長野いのちの電話)  
長野いのちの電話 026-223-4343  
松本いのちの電話 0263-29-1414  
誰にも相談できずに苦しんでいる人の悩みに応じています。〔毎日 11:00~22:00〕



## お ぼ え

第	学年	組	番
第	学年	組	番
第	学年	組	番

名 前	血液型
年 月 日生	

現住所

保護者	名 前	TEL
	現住所	

緊急連絡先 TEL

学 級 担 任	1年
	2年
	3年

学校住所 〒384-0028 長野県小諸市田町3丁目1-1  
電話 (0267) 22-0103 FAX (0267) 25-3785

健 康 保 険	種類	記号・番号
	保険者名	

納 品	日本文教出版株式会社 岡山市北区伊島町一丁目4番23号 TEL. (086) 252-3175 (代) 〒700-0016
-----	---

